

訪問系サービスに係る報酬について (介護保険関連)

訪問系サービスの報酬(介護保険関連)に係る論点 ①

【背景】

- 第111回介護給付費分科会(平成26年10月22日開催)において、介護保険の訪問介護における報酬改定の論点が以下のとおり示された。
- 介護保険の訪問介護は、当該事業を行う者が、指定居宅介護等の訪問系サービスを同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護の事業に係る指定を受けたことをもって指定居宅介護等の訪問系サービスの事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないこととされていることから、訪問系サービスにおいても、訪問介護の論点を考慮する必要がある。

(訪問介護における論点)

論点1 20分未満の身体介護の見直しについて

在宅での中・重度要介護者の支援を促進するため、定期巡回・随時対応サービスの普及とあわせ、1日複数回サービスを提供する選択肢の1つとして、20分未満の身体介護の算定要件を見直してはどうか。

論点2 サービス提供責任者の配置基準等の見直しについて

在宅中重度者への対応の更なる強化を図るとともに、効率的な事業運営を図る観点から、サービス提供責任者の配置等を見直してはどうか。

訪問系サービスの報酬(介護保険関連)に係る論点 ②

(訪問介護における論点)

論点3 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱いについて

サービス提供責任者の任用要件について、介護福祉士への段階的な移行を進める上で、平成27年4月から、減算割合を引き上げてはどうか。

論点4 生活機能向上連携加算の見直しについて

リハビリテーション専門職の意見を踏まえた訪問介護計画の作成を促進してはどうか。具体的には、訪問リハビリテーション実施時に限定している算定要件について、加算対象となるサービス類型を拡大してはどうか。

論点5 予防給付が事業化することに伴う人員・設備基準

訪問介護事業者が、訪問介護と総合事業における訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取扱いについて、現行の介護予防訪問介護に準ずるものとしてはどうか。

【論点】

介護保険の訪問介護におけるこれらの論点に、訪問系サービスはどうか対応すべきか。

論点 介護保険の訪問介護におけるこれらの論点に、訪問系サービスはどう対応すべきか。

論点2 サービス提供責任者の配置基準等の見直しについて

○ 訪問介護では、

- ① 中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所についての特定事業所加算による評価
- ② 利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和について検討されている。

○ ①については、特定事業所加算要件に次の事項を追加し、特定事業所加算Ⅳの創設を予定している(加算割合は未定)。

	算定要件	加算率
特定事業所加算Ⅰ	体制+人材((5)及び(6))+重度対応(7)	所定単位数の20/100加算
特定事業所加算Ⅱ	体制+人材((5)又は(6))	所定単位数の10/100加算
特定事業所加算Ⅲ	体制+重度対応(7)	所定単位数の10/100加算
特定事業所加算Ⅳ[新規]	体制+人材((6)-2)+重度対応((7)-2)	所定単位数の○/100加算

《特定事業所加算Ⅳ算定要件》

①体制要件

- (1) 訪問介護員及びサービス提供責任者全員に個別研修計画が策定され、研修が実施または予定
- (2) 次の基準に従ってサービス提供が行われていること
 - ・利用者情報等の伝達・技術指導のための会議を定期的(概ね月1回以上)に開催
 - ・サービス提供責任者からの情報等の伝達、担当の訪問介護員からの適宜報告
- (3) 訪問介護員全員に健康診断等を定期的実施
- (4) 緊急時等の対応方法を利用者に明示

(下線部は新たに規定する事項)

②人材要件

- (6)-2 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数を上回る数のサービス提供責任者を常勤により配置していること。(ただし、前年度の平均利用者数が一定割合以下の事業所に限る。)

③重度対応要件

- (7)-2 前年度又は前3カ月の利用者総数のうち、要介護3・4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な者が一定割合以上

論点 介護保険の訪問介護におけるこれらの論点に、訪問系サービスはどう対応すべきか。

- ②について、居宅介護におけるサービス提供責任者配置基準については以下のとおりとなっている。(1人目は常勤、2人目以降非常勤も可)。

《介護保険における訪問介護及び居宅介護におけるサービス提供責任者の配置基準》

訪問介護	居宅介護
常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増やすごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない	次のいずれかに該当する員数を置くこと ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ② 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③ <u>当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上</u>



- 介護保険における訪問介護と同様に、訪問系サービスにおいても在宅中重度障害者への対応の更なる強化を図るとともに、効率的な運営を図る観点から、サービス提供責任者の配置等の見直しをすることについてどう考えるか。

論点 介護保険の訪問介護におけるこれらの論点に、訪問系サービスはどう対応すべきか。

論点3 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱いについて

- 介護保険における訪問介護については、サービス提供責任者の任用要件について、介護福祉士への段階的な移行を進める上で、平成27年4月から、減算割合を引き上げることが検討されている。

段階的な廃止（案）（訪問介護）

平成24年度 ～ 平成26年度まで 10%減算
平成27年度 ～ 平成29年度まで 30%減算（一定の要件を満たす場合は減算を適用しない（平成29年度末まで））
平成30年度 サービス提供責任者の任用要件から「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」を廃止

- 一方、訪問系サービスについては、サービス提供責任者の暫定的な任用要件である「居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者」に対する減算を行っていない。

《介護保険における訪問介護及び居宅介護におけるサービス提供責任者の資格要件の比較》

訪問介護	居宅介護
<ul style="list-style-type: none">・ 介護福祉士・ 実務者研修修了者・ 介護職員基礎研修修了者・ 旧1級課程修了者・ 旧2級課程修了者であって3年以上の介護等の業務に従事した者（暫定的な取扱いと規定（指定基準解釈通知））	<ul style="list-style-type: none">・ 介護福祉士・ 実務者研修修了者・ 介護職員基礎研修修了者・ 旧1級課程修了者・ 旧2級課程修了者であって3年以上の介護等の業務に従事した者（暫定的な取扱いと規定（指定基準解釈通知））



- 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の資格取得状況等を踏まえつつ、質の向上を図ることについてどう考えるか。

論点 介護保険の訪問介護におけるこれらの論点に、訪問系サービスはどうか対応すべきか。

論点1 20分未満の身体介護の見直しについて

論点4 生活機能向上連携加算の見直しについて

論点5 予防給付が事業化することに伴う人員・設備基準



○ いずれも訪問系サービスには無い制度であり、対応不要ではないか。

特定事業所加算算定要件（現行）

（参考1）

1 特定事業所加算算定条件

	訪問介護	居宅介護
I (20/100)	(1)～(7)のいずれにも適合	(1)～(9)のいずれにも適合
II (10/100)	(1)～(4)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(5)又は(6)のいずれかに適合	(1)～(5)までのいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合
III (10/100)	(1)～(4)まで及び(7)に掲げる基準のいずれにも適合	(1)～(5)まで及び(9)のいずれにも適合

2 特定事業所加算算定条件内容

	訪問介護	居宅介護
体制要件	(1) 指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	(1) 当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
	(2) 次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 (二) 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。	(2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。 (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 (二) 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
	(3) 当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。	(3) 当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
	(4) 指定居宅サービス等基準第29条第6号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。	(4) 指定障害福祉サービス基準第31条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
		(5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

	訪問介護	居宅介護
人材要件	(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が30/100以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50/100以上であること。	(6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が30/100以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び旧1級課程修了者の占める割合が50/100以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が40/100以上であること。
	(6) 当該指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。	(7) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。
		(8) 指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。
重度者要件	(7) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4及び要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が20/100以上であること。	(9) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30/100以上であること。

社保審－介護給付費分科会	
第111回 (H26.10.22)	資料1

訪問介護の報酬・基準について (案)

前回（第101回分科会）の議論における主な意見について

- 「20分未満の身体介護」により、在宅において、独居や重度者であっても、排せつやその方にあつた身体ケアを提供することが可能であり、生活のリズムを整え、安心感を与えることができるのではないか。

20分未満の身体介護の見直しについて

論点1

在宅での中・重度要介護者の支援を促進するため、定期巡回・随時対応サービスの普及とあわせ、1日複数回サービスを提供する選択肢の1つとして、20分未満の身体介護の算定要件を見直してはどうか。

対応

- 夜間・深夜・早朝時間帯について、日中時間帯と同様に、要介護3以上であって一定の要件を満たす者に限り算定を認める。
- 「20分未満の身体介護」を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型（訪問看護サービスを行わない場合））における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする。
- 「20分未満の身体介護」を算定する場合、同一建物居住者へのサービス提供に係る減算割合を引き上げる。

20分未満の身体介護の算定要件について

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

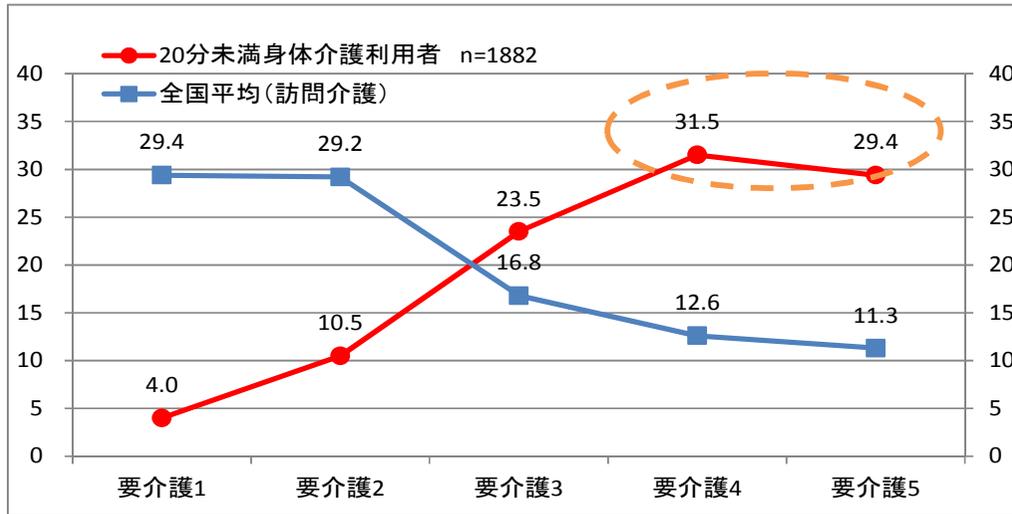
○厚生労働大臣が定める基準（平成24年3月13日厚生労働省告示第96号）

夜間・深夜早朝	算定要件なし
日中	以下の要件を全て満たす
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護3から要介護5までの者であり、障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者 ・当該利用者に係るサービス担当者会議（サービス提供責任者が出席するものに限る。）が、3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、夜間又は早朝の時間帯を含めた20分未満の身体介護が必要と認められた者であること。
体制要件	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、深夜帯を除く時間帯（6:00～22:00）を営業時間として定めていること。 ・常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制にあること。 ・「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている」又は「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している」こと。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる見守り・安否確認のみのサービスによる算定は認めない

短時間訪問介護の現状について①

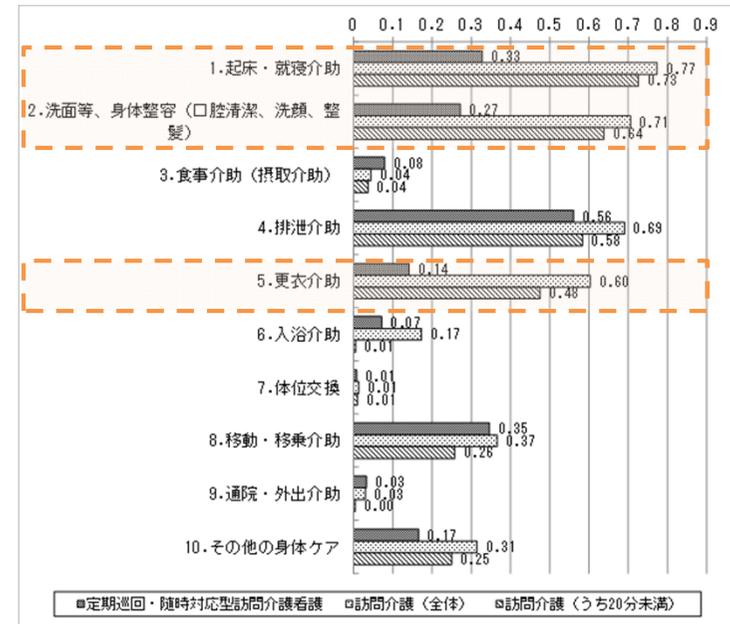
- 要介護4～5が合わせて60.9%を占め、重度者の割合が高い。
- 「20分未満の身体介護」の平成25年度における算定状況は、訪問介護全体と比べて増加率が高く(対前年比1.79倍)、特に夜間帯のみ算定が認められている要介護1(同2.25倍)及び要介護2(同2.04倍)の増加率が高い。

「20分未満の身体介護」利用者の要介護度別割合



全国平均:平成23年介護サービス施設・事業所調査より訪問介護利用者n=21315

「20分未満の身体介護」のサービス内容(要介護1・2)
(利用者1人あたり訪問回数/日)



訪問介護費の対前年増加率(年間)

(単位:百万単位)

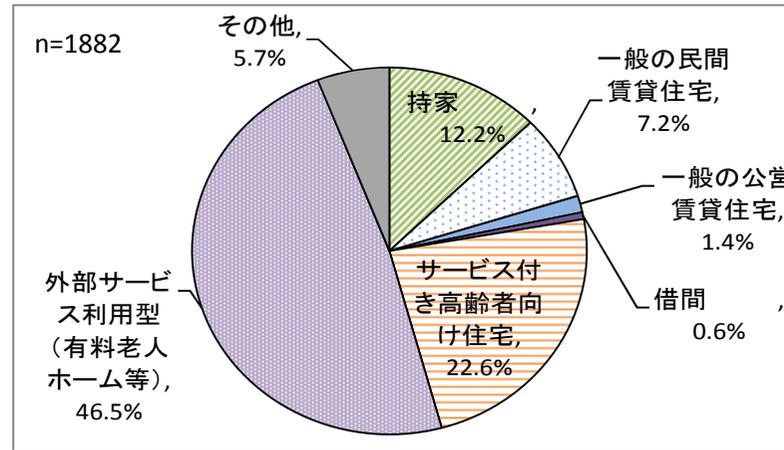
単位数	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護全体(2013)(a)	71,176	11,898	15,478	13,973	14,253	15,574
うち20分未満(b)	1,778	103	215	414	539	507
訪問介護全体(2012)(c)	68,163	11,332	14,982	13,377	13,479	14,993
うち20分未満(d)	991	46	105	225	301	315
対前年増加率(全体)(a)/(c)	1.04	1.05	1.03	1.04	1.06	1.04
対前年増加率(20分未満)(b)/(d)	1.79	2.25	2.04	1.84	1.79	1.61

【出典】(上)平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成25年度調査)「訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業」
(下)介護給付費実態調査

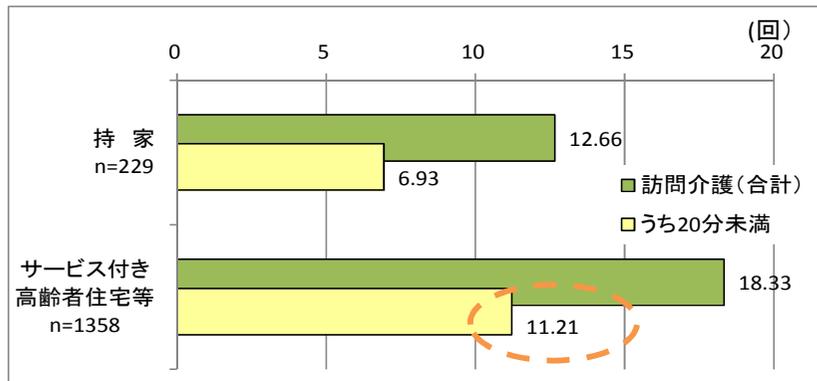
短時間訪問介護の現状について②

- 住居は「外部サービス利用型(有料老人ホーム等)」が46.5%、「サービス付高齢者向け住宅」が22.6%であり、集合住宅以外での利用が進んでいない。
- 算定要件が設けられている日中時間帯に利用がある者は約2割であり、早朝、夜間、深夜の時間帯のみ利用している者が約6割である。

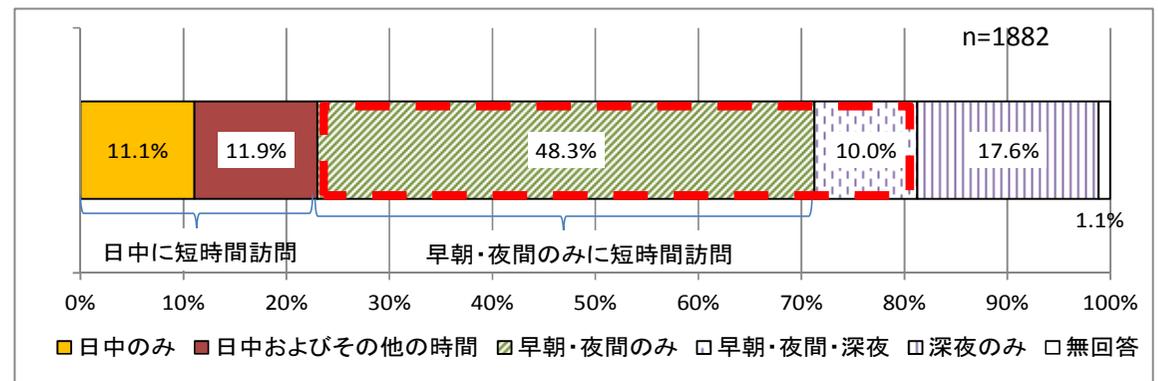
「20分未満の身体介護」利用者の住居の形



利用者1人あたり訪問回数(1週間)



「20分未満の身体介護」の時間帯別利用パターン



短時間訪問介護の現状について③

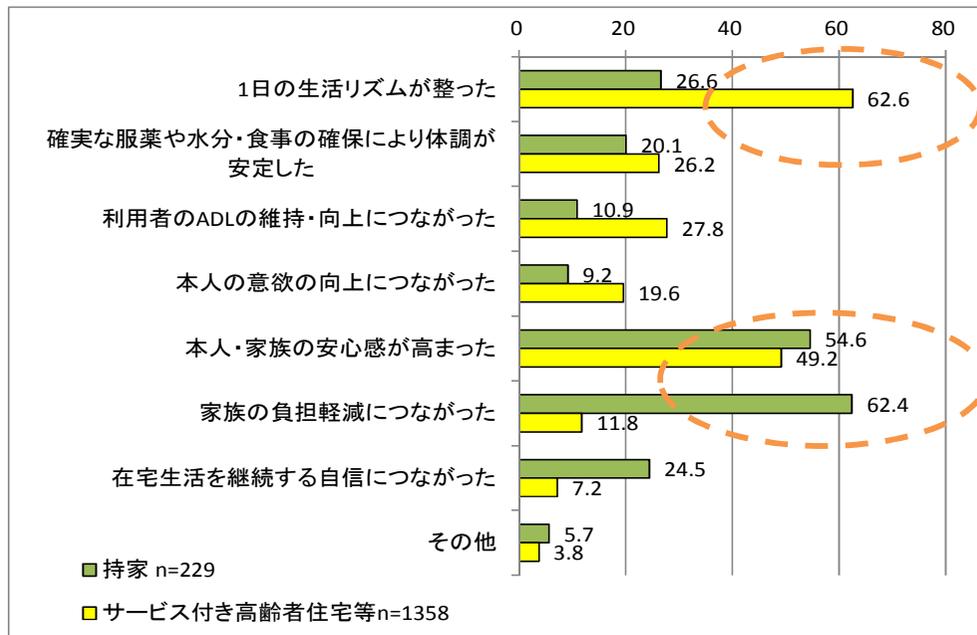
「20分未満の身体介護」の利用者への効果

○ 利用者にとっての効果としては、持家の場合は「家族の負担軽減につながった」「本人・家族の安心感が高まった」が多く、サービス付き高齢者向け住宅等では「1日の生活リズムが整った」「本人・家族の安心感が高まった」が多く、住居形態による差がみられた。

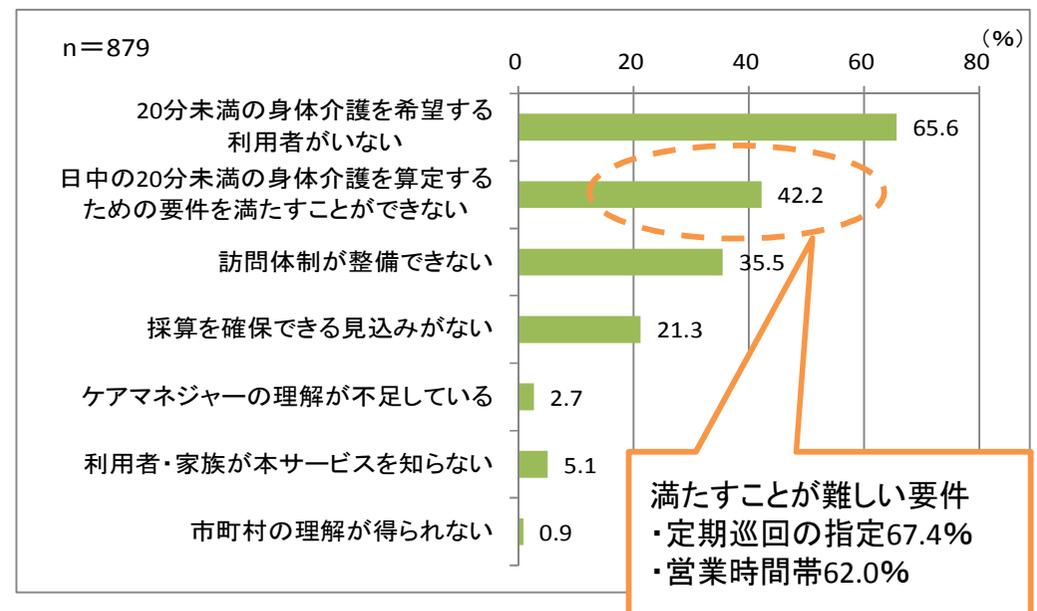
「20分未満の身体介護」の非算定の理由

○ 20分未満の身体介護を算定していない理由としては、「希望する利用者がいない」が65.6%、「日中の要件を満たすことができない」が42.2%と多かった。要件としては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定(計画)」67.4%や「22時～翌6時までを除く時間帯を営業時間として定めること」62.0%が障壁となっている。

「20分未満の身体介護」利用者への効果【利用者票】



20分未満の身体介護を算定していない理由【非算定事業所】



サービス提供責任者の配置基準等の見直しについて

論点2

在宅中重度者への対応の更なる強化を図るとともに、効率的な事業運営を図る観点から、サービス提供責任者の配置等を見直してはどうか。

対応

- 中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業者について、特定事業所加算による加算を行う。
- 複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する。

特定事業所加算の見直しについて

	算定要件	加算率
特定事業所加算Ⅰ	体制+人材(イ及びロ)+重度対応(イ)	所定単位数の20/100加算
特定事業所加算Ⅱ	体制+人材(イ又はロ)	所定単位数の10/100加算
特定事業所加算Ⅲ	体制+重度対応(イ)	所定単位数の10/100加算
特定事業所加算Ⅳ[新規]	体制+人材(新ハ)+重度対応(新ロ)	所定単位数の〇/100加算

《算定要件》

①体制要件

- イ 訪問介護員及びサービス提供責任者全員に個別研修計画が策定され、研修が実施または予定
- ロ 次の基準に従ってサービス提供が行われていること
 - ・利用者情報等の伝達・技術指導のための会議を定期的(概ね月1回以上)に開催
 - ・サービス提供責任者からの情報等の伝達、担当の訪問介護員からの適宜報告
- ハ 訪問介護員全員に健康診断等を定期的実施
- ニ 緊急時等の対応方法を利用者に明示

②人材要件

- イ 訪問介護員のうち、介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧訪問介護員1級課程修了者の総数が50%以上
- ロ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員1級課程修了者

新ハ 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数を上回る数のサービス提供責任者を常勤により配置していること。
(ただし、前年度の平均利用者数が一定割合以下の事業所に限る。)

③重度対応要件

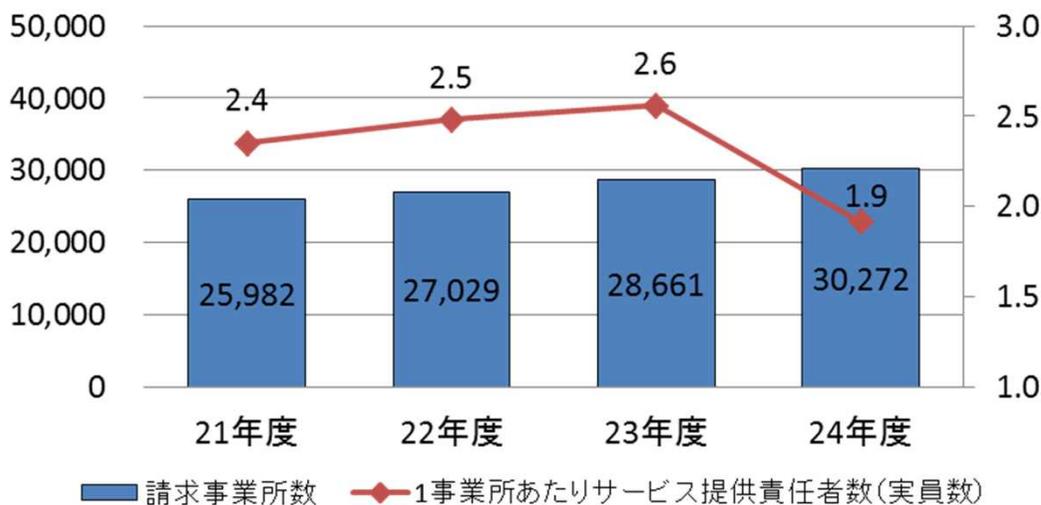
- イ 前年度又は前3カ月の利用者総数のうち、要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な者が20%以上

新ロ 前年度又は前3カ月の利用者総数のうち、要介護3・4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な者が一定割合以上

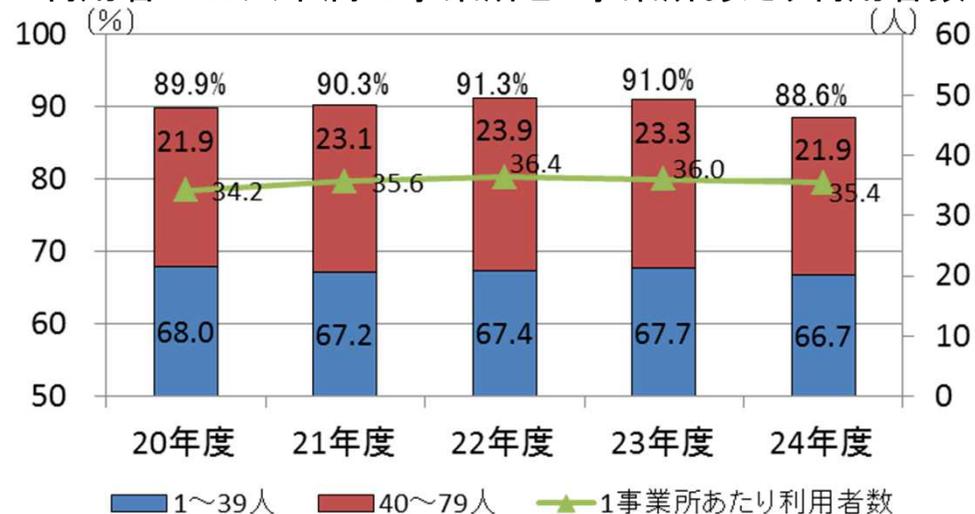
訪問介護事業所の状況

- 1事業所あたりのサービス提供責任者は、前年度と比べて減少。
- 訪問介護事業所は、1事業所あたり利用者数が80人未満の事業所が約9割を占める。
- 平均要介護度は2.4台で推移しており、要介護3以上の者が半数を占める事業所は4割に満たないなど、要介護度が比較的軽度な者による利用が多数を占める。

請求事業所数と1事業所あたりサービス提供責任者数



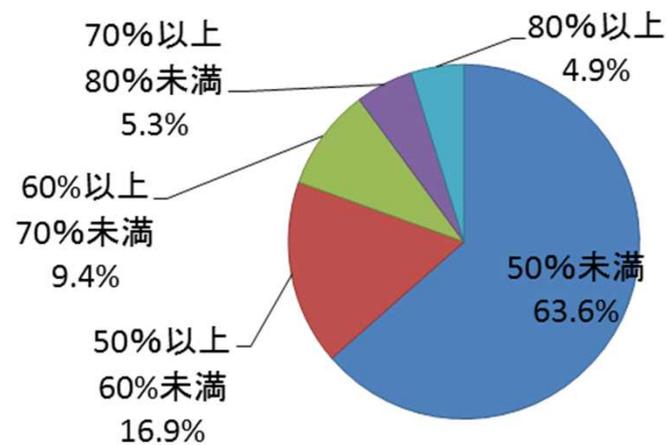
利用者が80人未満の事業所と1事業所あたり利用者数



平均要介護度



要介護3以上の利用者が占める割合別の事業所構成割合



【出典】(左)「介護サービス施設事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)
 「介護給付費実態調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」
 (右)平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成25年度調査)
 「訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業」

訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱いについて

論点3

サービス提供責任者の任用要件について、介護福祉士への段階的な移行を進める上で、平成27年4月から、減算割合を引き上げてはどうか。

対応

- 23年度の介護給付費分科会において提示した見直し方針に従い、27年4月から、サービス提供責任者減算の減算率を引き上げる。
- 減算率は、「訪問介護員3級修了者である訪問介護員に係る減算」の取扱いに準じ、△30%とする。
- ただし、減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所(いわゆる「サテライト事業所」)となる場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しないこととする。

○ 段階的な廃止 (案)

平成24年度	～	平成26年度まで	10%減算
平成27年度	～	平成29年度まで	30%減算 (一定の要件を満たす場合は減算を適用しない(平成29年度末まで))
平成30年度			サービス提供責任者の任用要件から「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」を廃止

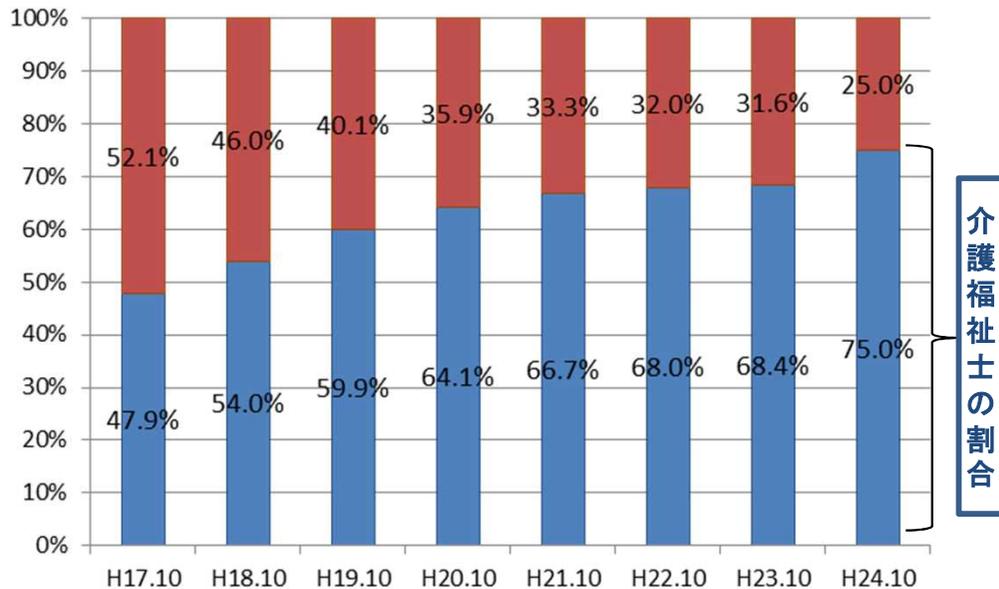
【参考】 過去の訪問介護員3級課程修了者の取扱いについて

平成15年度	～	平成17年度	10%減算
平成18年度	～	平成20年度	30%減算
平成21年度			報酬上の評価を廃止 (現に従事していた者は1年の経過措置)

訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る状況

- サービス提供責任者の任用要件である「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」については、制度創設以来「暫定的な要件」とされている。
- サービス提供責任者のうち介護福祉士である者は着実に増加しており、訪問介護員2級課程修了者である者は9.0%である。
- 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の算定事業所数は、平成26年5月審査分において383事業所(全体の1.2%)である。

サービス提供責任者に占める介護福祉士割合の推移



(出典)「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

サービス提供責任者の保有資格別の実員数(H24.10現在)

	H24.10	勤務形態別	
		常勤	非常勤
サービス提供責任者(総数)	59,471人 (100.0%)	55,048人	4,423人
うち介護福祉士	44,576人 (75.0%)	42,099人	2,477人
うち介護職員基礎研修修了者	4,597人 (7.7%)	4,369人	228人
うち訪問介護員1級課程修了者	4,777人 (8.0%)	4,462人	315人
うち訪問介護員2級課程修了者	5,370人 (9.0%)	3,967人	1,403人

2級課程修了者であるサービス提供責任者減算の算定状況

	平成24年5月審査分	平成25年5月審査分	平成26年5月審査分
請求事業所数	123	320	383
単位数	6,565,134単位	19,318,273単位	18,511,260単位

出典:「介護給付費実態調査」(老健局振興課による特別集計)

(参考)「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月老企25号)

第三の一の1(2)⑤

二級課程を修了した者であって、三年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定訪問介護事業者は出来るだけ早期に、これに該当するサービス提供責任者に介護職員基礎研修若しくは一級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

訪問介護におけるサテライト事業所

- 訪問介護では、本体事業所とは別に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所(いわゆる「サテライト事業所」)を設けることが可能であり、職員管理の一元的な運用や本体事業所と出張所との間の相互支援体制が確保されているなどの一定の要件を満たす場合には、本体の事業所に含めて指定することができる。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)

第二 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

第三 訪問介護に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 訪問介護員等の員数(基準第五条第一項)

- ③ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の訪問介護員等の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

サービス提供責任者の2級ヘルパー要件の段階的廃止について

論点3: サービス提供責任者の質の向上を図るため、3年以上の実務経験を有する訪問介護員2級課程修了者の任用要件を、段階的に廃止してはどうか。

【対応】 実務経験3年を有する2級ヘルパーのサービス提供責任者に対する減算[新設] (案)

訪問介護員2級課程修了者のサービス提供責任者が1人以上配置されている場合、当該事業所において提供された訪問介護サービスに係る基本単位を10%減算

(例) 身体介護30分未満 254単位×90%=229単位

注 当該サービス提供責任者の担当利用者かどうかにかかわらず事業所全体のサービス費を減算

○ 段階的な廃止 (案)

平成24年度	～	平成26年度まで	10%減算
平成27年度	～	平成29年度まで	10%+α減算 (減算率は次期改定時に検討)
平成30年度			サービス提供責任者の任用要件から「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」を廃止

【参考】 過去の訪問介護員3級課程修了者の取扱いについて

平成15年度	～	平成17年度	10%減算
平成18年度	～	平成20年度	30%減算
平成21年度			報酬上の評価を廃止 (現に従事していた者は1年の経過措置)

生活機能向上連携加算の見直しについて

論点4

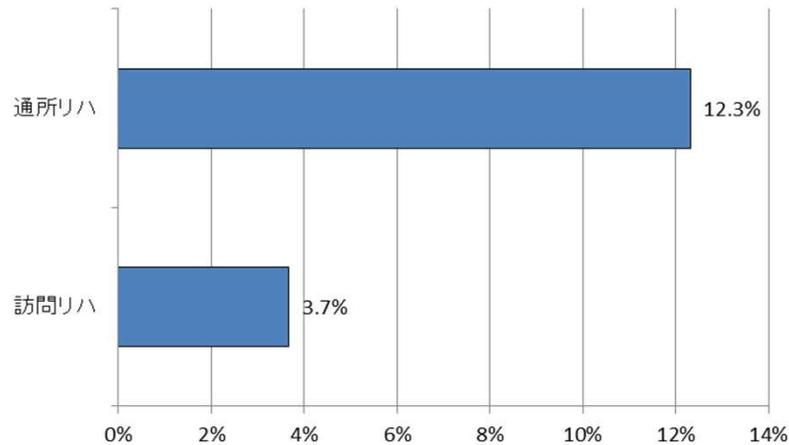
リハビリテーション専門職の意見を踏まえた訪問介護計画の作成を促進してはどうか。具体的には、訪問リハビリテーション実施時に限定している算定要件について、加算対象となるサービス類型を拡大してはどうか。

対応

- 訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、リハビリテーション専門職と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に限定している算定要件について、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行した場合も加算対象とする。

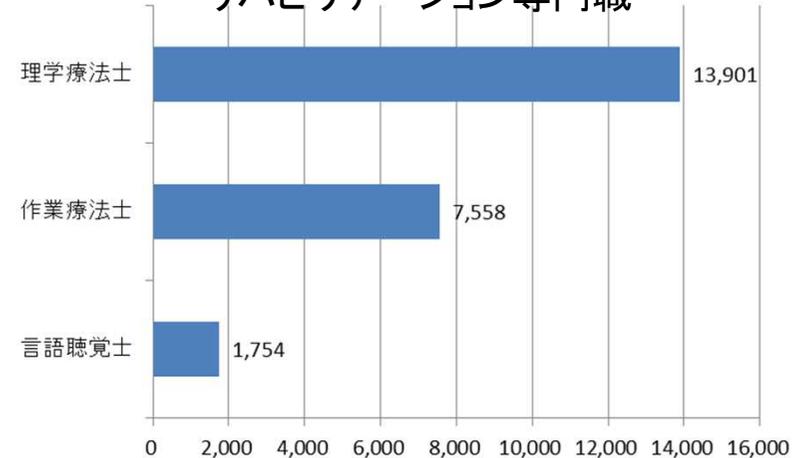
自立支援型の訪問介護サービスの推進

訪問介護利用者があわせて利用する介護サービスの状況



出典: 介護給付費実態調査月報(平成26年5月審査分)を特別集計

通所リハビリテーション事業所に従事するリハビリテーション専門職



出典: 介護サービス施設・事業所調査

平成23年10月17日介護給付費分科会(第82回)資料

- 訪問介護については、リハビリテーション専門職と連携し、自立支援型サービスとしての機能強化を図るべきではないか。

「地域包括ケア研究会報告書」(平成22年3月)(抄)

- リハビリテーションについては、PT・OT等の専門職が直接サービス提供するだけでなく、利用者の生活機能に係る状態をアセスメントし、生活機能向上に資するリハビリテーション計画及び評価するマネジメントを提供する新しいサービス類型を創設したり、ヘルパーに在宅における機能訓練方法を指導したりすることによって自立支援型の訪問介護の徹底・普及を図る。

「介護保険制度の見直しに関する意見」 (平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会)(抄)

- リハビリテーションについては、高齢者の心身の状況が低下したときに、まずリハビリテーションの適切な提供によってその機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるというリハビリ前置の考え方に立って提供すべきである。
- しかしながら、(略)十分にリハビリテーションが提供されていない状況にある。
そのため、現存するサービスを効率的に活用するとともに、質の向上について検討すべきである。併せてリハビリテーション専門職の果たすべき役割や他職種とのかかわり方などについても検討していく必要がある。

論点5

訪問介護事業者が、訪問介護と総合事業における訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取扱いについて、現行の介護予防訪問介護に準ずるものとしてはどうか。

対応

- 訪問介護事業者が、訪問介護と総合事業における訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取扱いは、訪問事業の類型に応じて、以下のとおりとする。
 - ① 訪問介護と「現行の訪問介護相当のサービス」を一体的に運営する場合
→ 現行の介護予防訪問介護に準ずるものとする。
 - ② 訪問介護と「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)」を一体的に運営する場合
→ 現行の訪問介護員等の人員基準を満たすことが必要。
サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数。

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準(案)

		現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様) と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上</p>	<p>○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2、※3 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 ※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 1人以上+必要数(市町村の判断)</p>	<p>○基準の緩和はない。</p> <p>※他のサービスと同様、管理者は支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。</p>
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画	・必要な設備・備品	
	運営	・個別サービス計画の作成 ・衛生管理等	・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

<参考>

		現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
一体的に行う場合の訪問型サービスの基準	人員	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に対して1人以上※2 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 <p>【資格要件:従事者に同じ】</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品
	運営	・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

(注) 訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一敷地内で行う場合は、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無い場合)に、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者との兼務が可能